

令和7年度 施設等利用給付認定申請のしおり

子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園に在籍されている方の利用料が無償化の対象となるには、施設等利用給付認定申請が必要となります。また、預かり保育の利用料が無償化の対象となるには、施設等利用給付認定申請に加え、保育の必要性の認定が必要となります。
しおりの内容をご確認いただき、申請書類および添付書類を幼稚園に提出してください。

提出書類

添付しております封筒に入れて幼稚園へ提出してください。

- ①認定申請書 兼 現況届出書（園児1名につき1枚） ※記入例を参照
- ②保育の必要性の確認書類（2号、3号認定子ども申請者のみ） ※3ページ参照
- ③個人番号確認書類（申請者記載の保護者1名分）
【下記のいずれかの写しを提出してください】
 - ・個人番号カード（両面コピー）
 - ・通知カード + 本人確認書類（運転免許証写し 等）
 - ・個人番号が記載された住民票 + 本人確認書類（運転免許証写し 等）

※令和7年4月1日現在の内容で記入してください。

※提出締切日までに提出書類が揃わない場合は、「認定申請書 兼 現況届出書」、「個人番号確認書類」を先に提出し、保育の必要性の確認書類などの添付書類は後日提出してください。

1 補助事業の対象要件

次の要件を満たしている場合、給付を受けることができます。

- ① 広川町に住所を有していること
- ② 子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園（町外の園を含む）に在籍していること
- ③ 園児が満3歳以上であること（満3歳の誕生日から対象となります）

1号認定	<u>満3歳～5歳児</u>	幼稚園のみ利用
2号認定	<u>3歳～5歳児</u> で保育の必要性がある子ども	幼稚園 + 預かり保育を利用
3号認定	<u>満3歳児</u> で保育の必要性があり、市町村民税非課税世帯の子ども	

2 補助内容

(1) 幼稚園を利用する子ども

【 満3歳～5歳児 】

月額25,700円までの幼稚園利用料、入園料（一部）が無償化

※満3歳とは、3歳の誕生日から最初の3月31日までにある子どものことです。

(2) 預かり保育を利用する子ども

【 3歳～5歳児 】

預かり保育の利用日数に応じた月額上限額の範囲で利用料が無償化

月額上限額：450円×利用日数（最大月額11,300円まで）

【 満3歳児（市町村民税非課税世帯のみ） 】

預かり保育の利用日数に応じた月額上限額の範囲で利用料が無償化

月額上限額：450円×利用日数（最大月額16,300円まで）

○認定種別ごとの無償化上限額

		幼稚園利用料、入園料		幼稚園預かり保育	
		認定種別	月額上限額	認定種別	月額上限額
3～5歳児クラス		1号	25,700円	2号	450円×利用日数 (最大11,300円)
満3歳児 ※3歳の誕生日 から最初の3月 31日までにあ る子ども	市町村民税 非課税	1号	25,700円	3号	450円×利用日数 (最大16,300円)
	上記以外	1号	25,700円		

3 判定及び交付方法

認定の判定は、最長で利用開始の前日まで延期する場合があります。認定通知は原則、幼稚園を通じて保護者へ配布します。

交付方法は、幼稚園に支払いをします。幼稚園で利用料を計算し、上限額を超えた金額を保護者が幼稚園に支払います。

（例）預かり保育：（日額）700円－（補助上限額）450円

＝（保護者負担）250円

4 保育の必要性基準

- ① 就労（フルタイム・パートタイム、自営業などすべての就労を含む。）【60時間／月】以上
- ② 妊娠中であるか、出産後間がないこと（産前2か月、産後6か月 ※出産月を除く）。
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有していること。
- ④ 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護していること。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑥ 求職活動（起業の準備を含む）を行っていること（効力発生日から3か月目の月の末日まで有効）。
- ⑦ 就学（職業訓練高等における職業訓練を含む）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあると認められること。
- ⑨ 育児休業取得時に、既に利用している子どもがいて、継続利用が必要であると認められること。

保育の必要性の確認書類

保育を必要とする事由	必 要 書 類
就労 フルタイム、パートタイム、自営業など全て	就労（就労予定）証明書
妊娠、出産	母子手帳の写し（出産予定日が分かるもの）
保護者の疾病、障がい	診断書、身体障害者(療育・精神)手帳等の写しなど
介護、看護	介護・看護状況申告書
求職活動（起業準備を含む）	ハローワークの登録証の写し、求職活動申立書
就学（職業訓練校等を含む）	在学証明書など
虐待やDVのおそれ	申立書など
育児休業取得時の継続利用	就労（雇用）証明書 ※育児休業取得期間記入のもの

※ 入園途中に、保護者等の勤務条件や保育を必要とする事由（退職や出産等）に変更がある場合は、速やかに届け出てください。

Q1 共働きですが、何が必要ですか？

保護者（父、母）の就労証明書が必要です。

Q2 今、妊娠中ですが、保育の必要性に該当しますか？

該当します。保育を必要とする事由の「妊娠中であるか、出産後間がないこと」に該当し、保育の必要性を認定できます。産前2か月より産後6か月までの間で保育認定をします。（例：6月中旬出産予定→4月1日～12月末日まで保育認定期間）

ただし、認定期間終了前までに、就労等の確認書類の提出がないと継続ができません。

Q3 育児休業を取得しても保育の必要性に該当しますか？

該当するケースもあります。育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続が必要と認められる通義の要件に該当する場合は、保育の必要性を認定し継続できます。

保護者の希望や地域における保育の実情を踏まえたうえで、①次年度に小学校入学を控えているなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合、②保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など、市町村が必要と認めるときに該当します。

5 副食費の給付

下記の要件に該当する子どもは、給食費の副食費部分（おかず代等）が給付（徴収免除）の対象となります。

- ・年収360万円未満相当（市町村民税所得割 77,100 円以下）世帯の子ども
※市町村民税の未申告等で税額が確認できない場合、給付の対象となりませんのでご注意ください。
- ・小学校3年生以下の子どもから数えて、第3子以降の子ども

6 留意事項

- ・手続きをされないと、給付を受けることができませんのでご注意ください。
- ・申請日より前に遡っての認定は行いません。
- ・3号認定申請者、副食費の補助を受けようとする方で、市町村民税額の確認が取れない場合は、給付対象とならないものとして取り扱うことになりますので、市町村民税の申告がお済みでない人は、速やかに手続きを行ってください。
- ・2号、3号認定の方で、「保育を必要とする事由がなくなった場合」「3号認定の方が課税世帯となった場合」は、1号認定へ変更となりますのでご注意ください。
- ・世帯状況に異動があった場合や確定申告の修正申告等により市区町村民税額が変更になった場合は、広川町教育委員会子ども課（幼稚園担当）へご連絡ください。

7 提出期限

令和7年1月31日（金） 幼稚園へ提出をお願いします。

【お問合せ先】

広川町教育委員会子ども課 学校教育係
TEL：0943-32-1194